

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和5年12月18日（月） 午前10時14分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第127号 ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第128号 ひたちなか市営土地改良事業の施行について

○出席委員 8名

経済建設委員会	弓 削 仁 一 委員長
	加 藤 恭 子 副委員長
	鶴 澤 恵 一 委員
	安 のり子 委員
	安 次 男 委員
	大 谷 隆 委員
	清 水 立 雄 委員
	三 瓶 武 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部	齋 藤 茂 夫 経済環境部長
	大 内 康 正 農政課長
	横 田 和 浩 農政課長補佐
	片 岡 隆 農政課土地改良係長

○事務局職員出席者

議会事務局	益 子 太 係長
	草 野 大 輝 主事

経 済 建 設 委 員 会

令和5年12月18日（月）

*開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時14分 開会

○弓削委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

審査の進め方については、議案の説明、質疑、討論、採決という流れで審査を行いたいと思います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第127号 ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第128号 ひたちなか市営土地改良事業の施行について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願います。齋藤経済環境部長。着座でどうぞ。

○齋藤経済環境部長 じゃ、着座で失礼させていただきます。

それでは、議案第127号 ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第128号 ひたちなか市営土地改良事業の施行について、関連をいたしますので、一括してご説明をさせていただきます。

令和4年度から事業着手しております国営那珂川沿岸農業水利事業が令和8年度に完了が予定されており、同事業において造成されました施設のうち、小場江頭首工や主要な揚水機場など基幹的施設につきましては、規模や公共性、公益性を鑑み、令和7年度から、当市を含む水戸市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村による関係8市町村が共同で管理事業を実施することとなりました。

議案第128号 ひたちなか市営土地改良事業の施行につきましては、当該管理事業が土地改良法第96条の2第1項に基づく市町村が行う土地改良事業に当たることから、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、当該管理事業における管理主体は市町村で、施設の操作等の管理につきましては、施設が所在する土地改良区が行うことになり、市町村が土地改良区に対し操作委託を発注することとなります。当該市町村への土地改良事業において、土地改良法の規定により、事業施行地域内にある土地については、耕作者や当該土地に係る資格を有する者に対し、管理事業に要する経費として賦課金を徴収することとなります。

議案第127号 ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、耕作者等が土地改良区の組合員であるときは、土地改良区が通常の賦課金と同様の手法で耕作者等から金銭を賦課徴収し、その集めた金銭を市が土地改良区から徴収することを可能とするための改正を行うほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○弓削委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 ちょっと今さらお聞きするのも変なんですけど、土地改良区が徴収して市に納めるというようなことだというふうに思うんですが、それをもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 ただいまの質問にお答えします。各土地改良区の中で通水した場合、水が使えるようになった場合に、水田の場合で10アール当たり2,300円の賦課金が発生することとなります。その賦課金については、各土地改良区で徴収することにはなるんですけども、那珂川沿岸土地改良区のほうでまとめまして、そのまとめた金額を市が徴収するという形になります。

○弓削委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 ちょっとよく分からなくなっちゃったんですけど、賦課金を土地改良区が徴収するんでしょう。徴収したものを市に納めるというか、市は土地改良区に徴収してもらうというふうに考えていいんですか。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 質問にお答えします。土地改良区が集めた賦課金を那珂川沿岸土地改良区のほうでまとめまして、そちらのほうのまとめた賦課金に対して、市が徴収するような形になります。

○弓削委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 おおむね分かったんですけど、この賦課金というのは、工事に対する賦課金ですよ。水利費とは別な、関係ないですよ。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 こちらは、耕作者の持っている土地に対して、面積に対してかかる賦課金ということになりまして、10アール当たり2,300円の賦課金がそれぞれ水が使えるようになった段階でかかることとなります。

○弓削委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 それはもう耕作者に対して周知されているんですよ。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 はい。土地改良区に対しましては、那珂川沿岸土地改良区、国のほうでまとめて説明会のほうは実施しております。ただ、今後、同意取得とか、今後の手続がありますので、細かい説明会のほうは随時開催していく予定となっております。

○清水（立）委員 分かりました。

○弓削委員長 ほかにありませんか。大谷委員。

○大谷委員 確認なんですけども、旧条例と新条例の違いの中で、これ、地積相当分、いわゆ

るそれが受益分という考え方なのかな。旧条例の中では詳しくは書いていないんですけども、新条例の中では、「地積に応じて、前項の賦課金の総額をあん分して」というふうに書いてあるんですけども、この辺は変わっているわけではないんですよ、旧条例と。その辺お願いします。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 申し訳ありません。条例の何条のところか、もう一度すみません。お願いしてよろしいでしょうか。

○大谷委員 すみません。新条例の中では2条の3項になると思いますけども、旧条例の中ではその辺詳しくは書いてはないと思うんですけども、その辺の違い。

○弓削委員長 大谷委員、すみません。指名しますので、よろしくお願いします。

○大谷委員 失礼しました。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 ただいまの質問にお答えします。考え方は一緒なんですけども、新のほうでは、より詳しく具体的に説明するというところでの改正になっております。

○大谷委員 分かりました。

○弓削委員長 ほかにご質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 関連してなんですけど、この徴収金は、賦課金は、いつまで徴収されると言ったらおかしいですけど、徴収するんですか。

○弓削委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 質問にお答えします。賦課金に対しては、水を使い始めてから、その方が使わなくなるまでの間は毎年かかっていくことになります。

○弓削委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

最初に、議案第127号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第128号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○弓削委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見などございますでしょうか。三瓶委員。

○三瓶委員 お手数ですが、委員長と副委員長に一任したいと思います。よろしくお願ひします。

○弓削委員長 今の正副委員長に一任というようなこともございましたが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、日程についての調整をさせていただきたいと思うんですが、ちょっと正副で事前に話し合いましたところ、1月の17、18、19、水木金ですね。あと、1月26日(金曜日)、2月1日、2日、木曜、金曜と、その辺りでいかがかと思うんですけれども、皆様の日程、ご都合悪いところを教えてくださいと思います。1月の17、18、19、26、2月の1日、2日ですね。

では、暫時休憩したいと思います。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○弓削委員長 それでは、委員会を再開します。

今、皆様にお伺いしましたところ、1月17、18、19、26が今のところ大丈夫というようなご意見をいただきましたので、日程と、あと案件につきましては、正副委員長にお任せいただきまして、調整させていただいて、後ほどお知らせをしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題にしたいと思います。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○弓削委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りいたしました、閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○弓削委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出したいと思います。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもって経済建設委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午前10時32分 閉会